

凡 例

1. この年報は、鉄道輸送統計調査（一般統計）に基づいて、鉄道、軌道及び索道の各事業者（ただし、第三種鉄道事業者は除く。以下、同じ。）に対して実施した統計調査の結果を集録したものである。
2. この年報で用いている符号は、次のとおりである。
 - 「0」単位未満。「－」該当数字がないもの。「…」資料がないか不明のもの。
 - 「r」公表時以降訂正した数値。なお、年報の月別推移表の月次数値は、訂正報告に基づく再集計値であり、月報公表数字と異なることがあるが、この場合 r 印は省略している。
3. 業態別分類及び同分類基準は、次のとおりである。
 - (1)「JR旅客会社」とは、北海道、東日本、東海、西日本、四国及び九州の各旅客鉄道株式会社である。
 - (2)「民鉄（JR以外）」とは、JR以外の鉄・軌道事業者を総称し、以下の業態に分類した。
 - (ア)「大手」とは、東武鉄道、西武鉄道、京成電鉄、京王電鉄、小田急電鉄、東京急行電鉄、京浜急行電鉄、東京地下鉄、相模鉄道、名古屋鉄道、近畿日本鉄道、南海電気鉄道、京阪電気鉄道、阪急電鉄、阪神電気鉄道及び西日本鉄道の16事業者である。
 - (イ)「中小」とは、大手及び公営以外の鉄・軌道事業者である。
 - (ウ)「公営」とは、地方公共団体の鉄・軌道事業者である。
 - (3)平成23年度分より鉄道貨物輸送は、業態別の分類を廃止した。
4. 輸送数量のうち重複数量の取扱いは、次のとおりである。
 - (1)運輸局間重複分
地方運輸局別の旅客及び貨物輸送数量については、運輸局間重複分を含んで集計しており、運輸局別の実績をそのまま集計しても全国計と一致しない。
 - (2)事業者間重複分
本統計は、総流動ベースの統計であるため、事業者間重複分を全て含み集計した。
5. この年報の数値は月別を積み上げたものである。
6. 平成18年4月より鉄・軌道輸送に係る「旅客収入」、「貨物収入」を調査項目から外した。

調査概要

1. 調査の目的

鉄道、軌道及び索道の輸送実態を明らかにし、我が国の経済政策及び交通政策等を策定するための基礎資料を作成することを目的とする。

2. 調査の沿革

国鉄については、日本国有鉄道法施行規則（昭和 31 年運輸省令第 32 号）による業務報告、民鉄については、民鉄輸送統計調査（承認統計（昭和 35 年～））によって調査を行ったのが始まりであり、その後、鉄道事業法（昭和 61 年法律第 92 号）の施行に伴い、統計報告調整法（昭和 27 年法律第 148 号）に基づく承認統計として昭和 62 年から調査を実施し、現在は統計法（平成 19 年法律第 53 号）に基づく一般統計調査として実施している。

3. 根拠法令

統計法（平成 19 年法律第 53 号）

4. 調査対象・時期

鉄・軌道旅客輸送実態調査、鉄道貨物輸送実態調査及び鉄・軌道走行キロ調査については、鉄道事業法及び軌道法（大正 10 年法律第 76 号）に基づく、許可又は特許を受けた鉄道事業者及び軌道経営者を対象に毎月調査を行っている。

索道旅客輸送実態調査については、鉄道事業法（昭和 61 年法律第 92 号）に基づき、許可を受けた索道事業者（ただし、貨物を除く。）を対象に年度調査をしている。

5. 調査事項

営業キロ、旅客及び貨物数量、旅客人キロ、貨物トンキロ、列車キロ、車両キロ及び収入等に関連する事項について調査している。

6. 調査の方法

<調査経路>

国土交通省－地方運輸局－報告者

<配布・収集方法>

郵送又はオンライン申請システムを利用した申請